

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2022年

8 月号

職場内で回覧を
お願いいたします

「やまがた健康企業宣言」で健康経営[®]をはじめませんか？

「やまがた健康企業宣言」とは、協会けんぽに加入している事業所の事業主様が、全社員の健康づくりに取り組むことを意思表示し、掲げた宣言項目の達成に向けた健康づくりを事業所単位で実践するものです。

山形支部では、加入事業所様の健康づくりをサポートするため、「やまがた健康企業宣言」事業を推進しております。

健康経営[®]とは？

従業員の健康を重要な資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルのことを指します。

※「健康経営[®]」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康宣言までの流れ

①協会けんぽから送付される事業所カルテ[※]にて事業所の健康課題を把握

②①で把握できた事業所の課題を解決するため、4つの目標を設定

数値目標を設定

③宣言登録用紙を協会けんぽ山形支部へFAX

健康診断の実施	特定保健指導の実施
検査・治療の促進	健康づくりの推進

事業所の健康課題改善に向け、できることから取り組みをスタートさせましょう！

※健診受診者が10人未満の場合、個人の特定につながる恐れがありますので、事業所ごとのカルテではなく、業態全体の健康リスクを表した業態別カルテをお送りいたします。

健康宣言の特典

「やまがた健康企業宣言」に登録し、健康経営に取り組まれている事業所様向けに特典をご用意しております！

健康づくりDVDの貸し出しを行っています！



無料！

健康づくりセミナーを実施しています！



無料！

求人票に健康宣言事業所であることをPRできます！

他にも様々な特典をご用意しています。「やまがた健康企業宣言」に登録し、心身ともに健康な職場を目指しましょう！

「健康経営優良法人」の申請には「やまがた健康企業宣言」への登録が必要です！

健康経営優良法人制度とは、日本健康会議において、特に優良な健康経営を実践している企業を顕彰する制度です。認定を受けることで、健康経営優良法人のロゴマークを企業のPRなどで使用できます。

※健康経営優良法人の詳細はホームページ（健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト）でご確認ください。

健康経営優良法人の認定を受けるためには？（中小規模法人部門の場合）

協会けんぽのやまがた健康企業宣言に登録

認定基準に沿った取り組みを実施

認定事務局に申請



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7226



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

保険証を使用できるのは「退職日まで」です

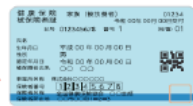
健康保険証を使用できるのは、「退職日当日」「扶養から外れる日の前日」までとなります。
事業所様におかれましては、健康保険証を速やかに回収し、「資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」とあわせて日本年金機構(仙台広域事務センター)へ返却をお願いいたします。

保険証回収の流れ

1 保険証を回収します



2 日本年金機構(仙台広域事務センター)へ提出します



被保険者資格喪失届
または
被扶養者(異動)届



※届出を行った後に回収した保険証は都度、協会けんぽにご返却ください。

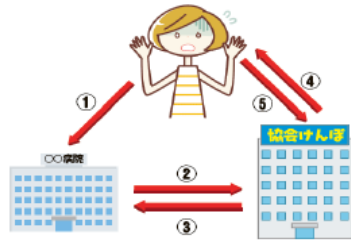
資格喪失後に保険証を使用した場合は？

医療費は受診者の全額負担(10割負担)になるため、受診時に支払わなかった(協会けんぽが負担した)分の医療費(7~9割)は、返納金として返還していただくことになります。



例

資格喪失後に保険証を使用し、3割の自己負担をした場合
【総医療費】 1万円
【自己負担】 3,000円(3割)
【協会けんぽ負担】 7,000円(7割)



- ①受診時に保険証を提示し、3,000円(3割)支払う。
- ②保険証を確認し、7,000円(7割)を協会けんぽに請求する。
- ③協会けんぽが病院へ7,000円を立て替え払いする。
- ④7,000円を被保険者に請求する。
- ⑤7,000円(7割)を協会けんぽに返還する。

※協会けんぽの資格喪失後、受診した時点で新しくほかの健康保険に加入していた場合、その健康保険から給付を受けられる場合があります(療養費)。療養費請求の手続きについては、新しく加入した国民健康保険・健康保険組合等へご確認ください。

資格喪失後に保険証を使用した際の医療費は、皆様の保険料から立て替えることとなります。
保険証の誤った使用を防ぐためにも、速やかな回収と返却にご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7231

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2022.8月号

発行/全国健康保険協会山形支部 〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階 発行月/2022年8月